



## 1. 登録有形文化財(建造物)旧赤星鉄馬邸に関する手続き

文化財保護法および関係法令に基づき、旧赤星鉄馬邸の保存活用に必要となる諸手続きについて、以下に示す。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、文化庁および東京都教育庁と協議を行う。文化財保護法(昭和25年法律第214号)、同法施行令(昭和50年政令第267号)および登録有形文化財に係る登録手続きおよび届出等に関する規則(平成8年文部省令第29号)、「登録有形文化財(建造物)の手引2(登録後の各種届出)」(文化庁、2021)に基づく登録有形文化財に求められる手続きは、以下のとおりである。

| 種別                    | 運用の方針  | 届出期間                      |
|-----------------------|--|---------------------------|
| 滅失                    | 登録文化財が失われた場合   | 滅失の事実を知った日から10日以内         |
| き損                    | 登録文化財が何らかの原因(地震により傾斜が生じることや地盤の沈下によりゆがみやたわみが生じること等)で甚大な破損・損傷した場合。<br>(破損等の範囲が軽微なものについては除く)                        | き損の事実を知った日から10日以内         |
| 現状変更                  | 文化財としての価値(登録文化財申請時の所見や専門家による調査で特徴として評価している内容)がある部分の変更する場合。<br>位置・形状・材質・色合いなどを通常望見できる外観の範囲の4分の1を超えて変更する場合。        | 現状変更しようとする日の30日前まで        |
| 管理責任者の選任、解任           |  | 事実が発生した日から20日以内           |
| 所有者・管理責任者の変更          |  | 事実が発生した日から20日以内           |
| 所有者・管理責任者の氏名、名称、住所の変更 |  | 事実が発生した日から20日以内           |
| 所在の場所変更               |  | 変更しようとする日の20日前まで          |
| 登録の抹消                 | 重要文化財に指定された場合。<br>地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合。<br>保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。<br>その他の特殊の事情があると認める場合。 | 登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付 |

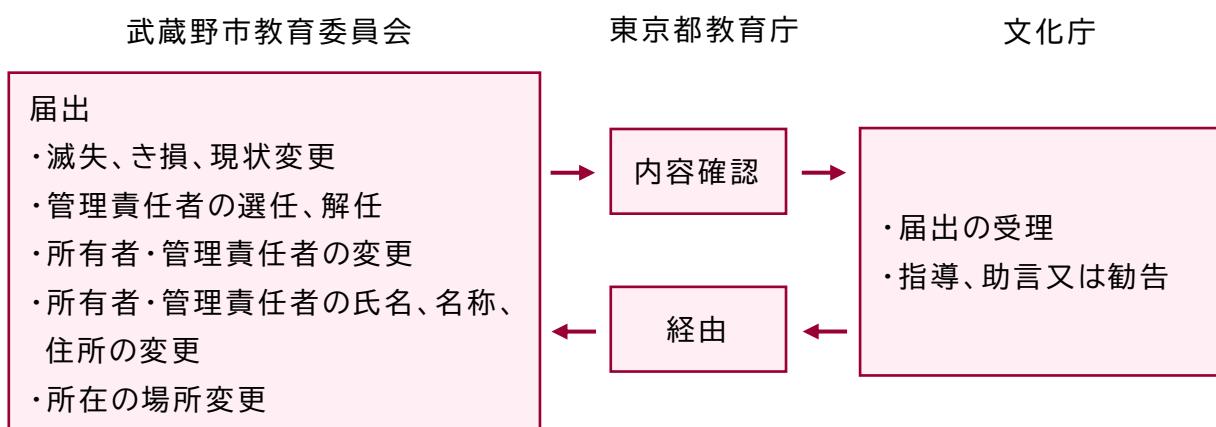
\*所有者変更に関して、「事実が発生した日から20日以内」とは、原則、建物の変更登記の受付日から20日以内のことです。

表6-1 届出を要する行為(届出が必要なもの)

| 区分              | 例  | 運用の方針  |
|-----------------|--|--|
| 維持の措置           | 維持管理のための小規模な修繕<br>例)<br>・外装で形質・色彩を変更しない<br>修繕<br>・内装に限定される修繕 | 登録文化財の維持を目的とした行為で、変更する部分の面積が通常見できる外観範囲の4分の1以下である場合。<br>き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。 |
| 非常災害のために必要な応急措置 | 地震、台風など風水害等による被災箇所の応急的な修理                                    |  |

表6-2 届出を要しない行為(届出を必要としないもの)

## 2. 届出の流れ



## 3. 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあたっては、必要に応じて東京都教育庁及び文化庁と協議する。

## 4. 本保存活用計画の改定

本保存活用計画の計画期間は、作成年月日から10年間（第1章計画の概要 1. 計画の作成（1）計画作成年月日及び計画期間 参照）とするが、事業の進捗に応じて見直す予定とする。また、保存修理工事及び耐震改修工事、活用整備工事等を行った際、必要に応じて改定していく。

本保存活用計画の内容を変更するときには、変更の内容について東京都教育庁、文化庁文化資源活用課整備活用部門（建造物担当）と事前に協議を行う。

変更後の計画は、変更前の計画を添えて東京都教育庁を経由して文化庁へ提出し、確認を受ける。